

※ 2023. 4. 1 現在の情報をもとに作成しています（赤字が変更箇所）

※ 富山県内における取扱いをまとめています

新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者を診療した場合の取り扱い（入院外）

～ 算定可能な診療報酬と患者一部負担金の公費適用早見表 ～

富山県保険医協会

< 基本的事項 >

1. 新型コロナ診療に係る患者一部負担金が公費負担となる制度は、新型コロナの「検査」のみを対象とする制度と「検査」以外を対象とする制度の2種類ある

「検査」の公費負担者番号	: 富山市28161503 / 富山市以外28160505	※医療機関所在地
--------------	-------------------------------	----------

「検査」以外の公費負担者番号	: 28160604	※県内共通
----------------	------------	-------

2. 患者一部負担金が公費適用となるのは新型コロナに係る診療に限られる
※ 新型コロナの診療と同時に行った新型コロナ以外の疾病（慢性疾患等）に係る診療は、公費の対象外
3. 患者自身が実施した抗原検査等による「陽性」判定で感染症患者と確定してもよい
※ 必要があれば医師の判断で改めてPCR検査等を行ってもよい
4. 新型コロナの診療にあたって算定できる、いわゆる「診療報酬のコロナ特例」の主な項目は以下を参照されたい（詳細は別記）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 院内トリージ実施料（300点）
→ 「COVID-19診療の手引」に従い診療した場合に算定② 二類感染症患者入院診療加算（250点）
→ A：疑い患者を外来にて診療した場合に算定
※ 2023年3月1日～3月31日は147点
B：陽性患者を電話等にて診療した場合に算定③ 救急医療管理加算1（950点・2,850点・4,750点）
→ 陽性患者を診療した場合に算定④ 電話等による診療（147点）
→ 重症化リスクの高い患者を電話等により診療した場合に算定 |
|---|

※ ②③は入院点数だが「コロナ特例」として入院外で算定できる

※ ①②③は「コロナ特例」として厚生局への届出は不要で算定できる

5. 「診療報酬のコロナ特例」のうち、以下の2項目は2023年3月31日で廃止されました。4月1日以降は算定できません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">ア) 外来受診時の「二類感染症患者入院診療加算（上記②のA）」イ) 「電話等による診療（上記④）」 |
|--|

6. 具体的な診療報酬算定・公費の適用有無は次ページ以降の4つのケースを参照されたい

※ 赤字の点数は2023年3月31日で廃止されました。4月1日以降算定できません。

ケース① 新型コロナ「疑い患者」を電話等にて診療した場合

患者自身が実施した抗原検査等により「陽性」が判明し電話等により受診した	
はい	いいえ



「みなし陽性」と診断
(陽性者の同居家族等有症状)



算定可能な診療報酬と患者一部負担金の請求先	患者自己負担
	なし
	「検査」公費に請求
	なし
	「検査」以外の公費に請求
	電話等初・再診料 二類感染症患者入院診療加算 ・（電話等初診） 請求コード：111014170 ・（電話等再診） 請求コード：112024170 ●電話等による診療—請求コード：113044550 —(2022年11月1日以降、一連の診療において初回の電話等 診療に限り算定可能)— —(重症化リスクの高い陽性者に該当する場合のみ)— (投薬を行った場合は以下を算定) 処方箋料等
●は公表されている「診療・検査医療機関」のみ算定可能 —(2023年3月31日まで算定可)—	

算定可能な診療報酬と患者一部負担金の請求先	患者自己負担
	電話等初・再診料
	「検査」公費に請求
	なし
	「検査」以外の公費に請求
	二類感染症患者入院診療加算 ・（電話等初診） 請求コード：111014170 ・（電話等再診） 請求コード：112024170 ●電話等による診療—請求コード：113044550 —(2022年11月1日以降、一連の診療において初回の電話等 診療に限り算定可能)— —(重症化リスクの高い陽性者に該当する場合のみ)— (投薬を行った場合は以下を算定) 処方箋料等
●は公表されている「診療・検査医療機関」のみ算定可能 —(2023年3月31日まで算定可)—	

※ 赤字の点数は2023年3月31日で廃止されました。4月1日以降算定できません。

ケース② 新型コロナ「疑い患者」が外来受診した場合

患者自身が実施した抗原検査等により「陽性」が判明し外来受診した

はい

いいえ
(事前に検査を行わず受診した)

算定可能な診療報酬と患者一部負担金の請求先	患者自己負担
	なし
	「検査」公費に請求
	なし
	「検査」以外の公費に請求
	初・再診料 院内トリージ実施料 救急医療管理加算 1
	(投薬を行った場合は以下を算定) 処方箋料等

「陽性」の診断方法は・・・

検査を実施

みなし陽性
(陽性者の同居家族等有症状)

検査結果の判明は・・・	
受診当日	受診翌日以降

算定可能な診療報酬と患者一部負担金の請求先	患者自己負担
	初・再診料 院内トリージ実施料 ●二類感染症患者入院診療加算 請求コード：113033650
	(検体採取を行った場合は以下を算定) 検体採取料
	「検査」公費に請求
	検体検査実施料 検体検査判断料
	「検査」以外の公費に請求
	救急医療管理加算 1
(投薬を行った場合は以下を算定) 処方箋料等	



算定可能な診療報酬と患者一部負担金の請求先	患者自己負担
	初・再診料 院内トリージ実施料 ●二類感染症患者入院診療加算 請求コード：113033650
	(検体採取を行った場合は以下を算定) 検体採取料
	(投薬を行った場合は以下を算定) 処方箋料等
	「検査」公費に請求
	検体検査実施料 検体検査判断料
	「検査」以外の公費に請求
なし	

●は公表されている「診療・検査医療機関」のみ算定可能(2023年3月31日まで算定可)

算定可能な診療報酬と患者一部負担金の請求先	患者自己負担
	初・再診料 院内トリージ実施料 ●二類感染症患者入院診療加算 請求コード：113033650
	「検査」公費に請求
	なし
	「検査」以外の公費に請求
	救急医療管理加算 1
(投薬を行った場合は以下を算定) 処方箋料等	

●は公表されている「診療・検査医療機関」のみ算定可能(2023年3月31日まで算定可)

※ 赤字の点数は2023年3月31日で廃止されました。4月1日以降算定できません。

ケース③ 新型コロナ「陽性患者」が外来受診した場合

算定可能な診療報酬と患者一部負担金の請求先	患者自己負担
	なし
	「検査」公費に請求
	なし
	「検査」以外の公費に請求
	初・再診料 院内トリージ実施料 救急医療管理加算 1 (投薬を行った場合は以下を算定) 処方箋料等

ケース④ 新型コロナ「陽性患者」を電話等にて診療した場合

算定可能な診療報酬と患者一部負担金の請求先	患者自己負担
	なし
	「検査」公費に請求
	なし
	「検査」以外の公費に請求
	電話等初・再診料 二類感染症患者入院診療加算 ・ (電話等初診) 請求コード：111014170 ・ (電話等再診) 請求コード：112024170 ●電話等による診療—請求コード：113044550 —(2022年11月1日以降、一連の診療において初回の電話等 —診療に限り算定可能) —(重症化リスクの高い陽性者に該当する場合のみ)— (投薬を行った場合は以下を算定) 処方箋料等
●は公表されている「診療・検査医療機関」のみ算定可能 —(2023年3月31日まで算定可)—	